

第1条 BizSTATION融資サービスおよびBizSTATION融資サービス利用規定

1. BizSTATION融資サービス（以下「Biz融資サービス」といいます。）とは、BizSTATIONにて提供する第2条に定めた内容の融資サービスのことをいいます。
2. Biz融資サービスの利用にあたっては本BizSTATION 融資サービス利用規定（以下「Biz融資規定」といいます。）およびBizSTATION 利用規定が適用されるものとします（BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」にBiz融資サービスが含まれるものとします。）。なお、Biz融資規定とBizSTATION 利用規定が抵触する場合には、Biz融資規定が優先されるものとします。

第2条 Biz融資サービスの内容

Biz融資サービスは、以下の3種類のサービスを提供するものとします。

- ①当座貸越（専用）借入申込
- ②計算書・返済予定表照会
- ③借入明細照会

第3条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz融資サービスの利用を申込されるお客さまは、Biz融資規定、BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容を了承のうえ、当行所定の「BizSTATION 融資サービス 追加・取止め 依頼書」（以下「依頼書」といいます。）に必要事項を記載して当行に提出するものとします。ただし、当行は、お客さまの業務内容や財務状況、当行とのお取引状況を適宜総合的に判断のうえ、Biz融資サービスのお申込を承諾しない、または利用可能な機能を一部制限することができます。
2. お客さまは、BizSTATIONの契約数にかかわらず、Biz融資サービスにおける複数の申込・利用ができません。
3. お客さまは、当行所定の方法により第2条第①号から第③号までのBiz融資サービスのいずれか一つ以上またはすべてのサービス利用を取止めることができます。なお、Biz融資サービス利用取止めにあたっては、当行所定の書面にて届出るものとします。
4. Biz融資サービス利用期間中に、BizSTATION 利用規定に基づきBizSTATIONが解約等により終了する場合は、Biz融資サービスも取止めるものとします。また、Biz融資サービスの取止めと同時にBizSTATIONの解約をする場合は、別途当行所定の依頼書を提出していただくものとし、この場合、BizSTATIONの解約についてお電話等でのお申し出は受付できないものとします。
5. Biz融資サービス利用期間中のお客さまが、お取引店の変更、会社合併、会社分割、事業譲渡等に伴い、お客さまのお取引先番号に変更が生じる場合には、第2条第①号から第③号までのBiz融資サービスのすべてのサービス利用を停止させていただきます。なお、お客さまが変更後のお取引先番号でサービス利用継続を希望される場合には、Biz融資サービス利用の再申込をいただくものとし、Biz融資サービス利用の取止めを希望される場合には、当行所定の書面にて届出いただくものとします。

第4条 当座貸越（専用）借入申込サービス

1. サービスの内容

当座貸越（専用）借入申込サービスとは、別に当行に差し入れた当座貸越（専用口座）約定書およびこれに付随する変更契約書、当座貸越専用口座開設依頼書、特約書（以下これらを総称して「原契約等」といいます。）に基づく当座貸越（専用口座）取引における貸越金の払い戻しの申込（同申込を受けて第4項に従い成立する各取引を、以下「貸越取引」といいます。）につきBizSTATIONを通じて行うサービスをいいます。

2. サービスの利用開始

当座貸越（専用）借入申込サービスの利用開始は、当行所定の審査手続を経て、当行所定の契約書類を差入れし、当行との間で合意したときとなります。

3. 取引日、貸越取引の制限等

- ①当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引の申込は、BizSTATIONのウェブサイト上に表示される当行所定の貸越取引日の時限内に行うものとします。
- ②当行は、金融市場環境の変化等により必要と判断される場合に、当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引を制限させていただく場合があります。なお、お客さまは、当座貸越（専用）借入申込サービスによらずに貸越取引を希望される場合には、当行の承諾をあらかじめ得て、払戻請求書の提出により取引するものとします。
- ③貸越取引の申込データ作成時に選択いただいた口座内容の画面に表示される、基準金利が市場性金利であり、かつ金利期間表示がある場合には、以下の申込の取り扱いはできません。
 - ・貸越日から初回利率見直し日までの期間が、3銀行営業日以内の申込
 - ・貸越日から最終返済日までの期間が、貸越日から初回利率見直し日までの期間に金利期間を加算した期間に満たない申込

4. 申込内容の確定と取引の成立

- ①当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引は、お客さまがBiz融資サービスの当座貸越（専用）借入申込サービス画面に表示された取引内容を確認のうえ、画面上のボタンクリック等当行の指定する方法で貸越取引のお申込の意思表示を行い、この意思表示が当行のサーバーに到達し当行が支障なくこの意思表示を確認した時点で申込内容が確定するものとし、当行所定の審査手続を経て、当行がお客さま名義口座への貸越金の入金をもって貸越取引を承諾した場合には、これによりかかる承諾時点で貸越取引が成立するものとします。

- ②貸越取引のお申込の意思表示が当行のサーバーに到達し当行が支障なくこの意思表示を確認した時点で、当行はBiz融資サービスの受付明細照会画面の処理状況欄に銀行受付待ちの表示を行い、当行が貸越取引に関わる処理を開始したとき、銀行受付済の表示を行います。貸越取引が成立した場合、当行は受付明細照会画面の当該明細の処理状況欄に実行済の表示とともに、適用利率を表示します。

- ③何らかの事由により貸越取引を不成立とする場合には、当行はお客さまへ事前連絡したうえで、受付明細照会画面の当該明細の処理状況欄に取消済の旨表示します。

5. 貸越金の交付方法

お客さまが当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引を利用するときには、当行は、原契約等にて取決めた返済用預金口座に貸越取引所定の金額を入金することにより貸越金を交付するものとします。

6. 原契約等の内容変更時の取り扱い

当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引の申込後、貸越取引が成立するまでの間に原契約等の内容に変更があった場合には、当該当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引もその変更内容に従うものとします。

7. 当座貸越（専用）借入申込後の取消・変更

当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引の申込内容が、本条第4項第①号に従い確定した後の取消・申込内容の変更は、やむを得ない事情により当行が承諾した場合を除きできないものとします。なお、取消に伴い発生する手数料、費用などは当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、お客さまが負担するものとします。

8. 当座貸越（専用）借入申込サービスの取止め

①当座貸越（専用）借入申込サービスの利用取止め

すでに当行にて申込済の貸越取引申込明細が存在するときには、当該申込が取消され、または貸越日が到来し貸越取引が成立するまで、当座貸越（専用）借入申込サービスの取止めはできないものとします。また、同サービス利用を取止めた場合には、その利用取止め日までに貸越取引が成立していない貸越取引申込明細について、当行はその処理をする義務を負わないものとします。なお、当座貸越（専用）借入申込サービスの取止めは、原契約等の存続にはなんら影響を与えないものとします。

②当座貸越契約取引期限到来時の取り扱い

原契約等に定める当座貸越（専用口座）取引の取引期限が到来し、取引期限延長を行わない場合には、当行は当該取引期限になんらの催告なくして当座貸越（専用）借入申込サービスを停止し、その利用を取止めさせることができるものとします。

③期限の利益の喪失

お客さまが原契約等または銀行取引約定書に基づき貸越取引について期限の利益を喪失した場合においても、当行はなんらの催告なくして当座貸越（専用）借入申込サービスを停止し、その利用を取止めさせることができるものとします。

第5条 本人確認等

- 当座貸越（専用）借入申込サービスその他のBiz融資サービスの利用にあたっては、お客さまご本人の確認を行うものとし、そのご本人確認の方法および利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード等の取り扱いは、BizSTATION 利用規定の定めと同様に取り扱うものとします。
- 当行が前項の本人確認をして取引をしたうえは、契約者番号、利用者ID、ログインパスワード、取引実行パスワード、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- 当座貸越（専用）借入申込サービスによる貸越取引の申込を行った者がいかなる者であるかを問わず、サービス管理責任者または登録利用者による申込操作による場合には、この者による当該申込を正当なる権限をもった利用者の有効な取引として取り扱います。この取り扱いによりお客さまに損害が発生しても、当行は責任を負いません。

第6条 借入明細照会

1. サービスの内容

借入明細照会サービスとは、お客さまが貸越取引を含む当行所定の取引にかかる科目別合計残高およびお借入明細一覧をBiz融資サービスのウェブサイト上で確認いただけるサービスをいいます。

2. 照会可能期間

借入明細照会サービスによる照会可能期間は、Biz融資サービスのウェブサイトの当該サービス画面上にて随時表示されるものとし、その照会可能期間の範囲内で、お客さまが貸越取引を含む当行所定の取引にかかる科目別合計残高およびお借入明細一覧の表示内容を確定する日（以下「基準日」といいます。）をBiz融資サービスのウェブサイトの当該サービス画面上にて指定するものとします。なお、基準日以降に取引内容の変更や訂正または取消した場合、その内容は当該基準日の照会結果には反映されません。当行は基準日以降の取引内容の変更や訂正または取消をした旨の通知は行わず、最終的な取引内容については、お客さまが通帳、計算書、ご返済（利払）予定表等により確認するものとします。

3. 照会科目的制限

当座貸越（一般）、外貨貸付、非居住者円建貸付、ローン等は、本サービスの表示対象外とします。なお、科目「商業手形」および「でんさい割引」については、科目別合計残高の表示はされますが、借入明細一覧には表示されません。

第7条 計算書・返済予定表照会サービス

1. サービスの内容

計算書・返済予定表照会サービスとは、お客さまが貸越取引を含む当行所定の融資取引にかかる「計算書」や「ご返済（利払）予定表」を照会できるサービスをいいます。

2. 照会可能期間

計算書・返済予定表照会サービスにおける照会可能な期間は、Biz融資サービスのウェブサイトの当該サービス画面上に表示される期間内のものに限り、確認できるものとします。なお、再発行等の諸事情により個別に発行された計算書やご返済（利払）予定表は、本サービスによる照会はできないものとします。

第8条 届出印に関する特則

お客さまは、Biz融資サービスのご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の様式により融資取引に関する印鑑を届け出るものとします。BizSTATION 利用規定第1条第5項および第6項にかかわらず、お客さまは、今後発生するBiz融資サービスに関する当行所定の書面による申込、届出、依頼、通知等に、あらかじめ届け出られたこの融資取引に関する印鑑を使用するものとします。当行は、代表口座として届け出た口座のお届出印によらず、あらかじめ届け出られたこの融資取引に関する印鑑の印影と、Biz融資サービスに関する申込、届出、依頼、通知等の書面の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引をしたときは、かかる書面について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害はお客さまの負担とし、お客さまはかかる書面にしたがって責任を負い、当行は責任を負担しないものとします。

第9条 免責事項等

当行は、いかなる場合にも次に列挙する損害に關し、当行に故意または重過失がない限り、損害を賠償する義務を負わないものとします。

- Biz融資サービスに関連してあるいはその結果として、お客さま、またはその他の第三者に発生する二次的、付隨的、特別または結果的な損失、債務、損害や出費等
- Biz融資サービスの不具合、瑕疵等による取引の不成立、成立その他サービス提供に起因または関連してお客さまに生じる損失、負債、損害、出費等

第10条 関係規定の適用・準用

Biz融資規定およびBizSTATION 利用規定に定めのない事項については、銀行取引約定書、原契約等、その他関連諸規定を適用または準用するものとします。

第11条 サービス内容または規定の変更

当行はBiz融資サービスまたはBiz融資規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上